

改正

平成25年5月13日告示第132号

平成27年3月25日告示第71号

糸魚川市地域づくりプラン審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸魚川市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱（平成24年糸魚川市告示第216号。以下「補助金交付要綱」という。）第16条第1項に規定する地域づくりプラン審査委員会（以下「委員会」という。）について、同条第4項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、補助金交付要綱第5条第1項第2号に規定する事業について、同要綱第16条第2項により、審査を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者2名及び市職員7名をもって構成する。

2 学識経験者は、市長が委嘱する。

3 市職員は、総務部長、市民部長、産業部長、企画財政課長、定住促進課長、能生事務所長及び青海事務所長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職及び職務)

第5条 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充て、委員会の事務を総括する。

2 委員会に副委員長を置き、定住促進課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 前項の場合において、学識経験者の全員が欠席した場合には、委員会は成立しない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員長は、委員会の業務を遂行するために必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

前 文 (抄) (平成25年5月13日告示第132号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成27年3月25日告示第71号)

告示の日から施行する。